

日本年金機構の主要統計①

(平成22年9月30日公表)
【公表日現在の最新情報を掲載】

【適用関係】

(単位:人、箇所、円)

① 被保険者、事業所情報 (平成22年4月末現在)	国民年金被保険者数		厚生年金保険					
			適用事業所数		被保険者数			標準報酬月額 の平均
	1号(任意含む)	3号	船舶所有者除く	船舶所有者	男子	女子	船員	
	19,517,745	10,148,227	1,753,619	4,989	22,355,730	12,270,191	56,475	302,016

【徴収関係】

(単位:千円、万円)

② 国民年金保険料収納済歳入額及び 納付状況	保険料収納済歳入額(平成22年度4月分)			保険料納付状況(平成22年5月末現在)				
	合計	現年度	過年度	現年度分			過年度分	
				納付月数	納付対象月数	納付率(22年度)	納付率(20年度)	納付率(21年度)
	508,749,100	503,087,780	5,661,320	755	1,466	51.5%	65.2%	60.5%

※現年度分の保険料納付状況は、平成22年5月末納期限の平成22年4月分のものである。

※過年度分の保険料納付状況は、平成20年度分:20年4月~22年5月末まで、平成21年度分:21年4月~22年5月末までの納付率である。

(単位:千円)

③ 厚生年金保険料徴収状況(累計)	保険料徴収状況(平成22年度4月末)				
	徴収決定済額	収納済額	不納欠損額	収納未済額	収納率
	1,886,747,138	1,563,046,889	261,990	323,438,260	82.8%

【年金給付関係】

厚生年金保険・国民年金の平成22年8月定時支払の合計は、6兆9,577億円である。

(単位:人、円)

④ 国民年金年金受給者数 (平成22年4月末現在)	合計			老齢給付			障害給付			遺族給付		
	4月新規決定	月末現在	平均年金月額	4月新規決定	月末現在	平均年金月額	4月新規決定	月末現在	平均年金月額	4月新規決定	月末現在	平均年金月額
		52,985	27,859,051	54,123	44,122	26,067,576	52,734	7,637	1,684,016	73,958	1,226	107,459

※「国民年金受給者」とは、旧法抛出制国民年金と新法基礎年金の受給者の合計であり、基礎年金受給者には被用者年金を上乗せしている方を含む。(※その他、4月末現在の老齢福祉年金受給者:7,577人)

※「平均年金月額」は、決定済年金額の年金受給者ベースの月末現在のものであり、繰上げ・繰下げによる増減額を含む。

(単位:人、円)

⑤ 厚生年金保険年金受給者数 (平成22年4月末現在)	合計			老齢給付			障害給付			遺族給付		
	4月新規決定	月末現在	平均年金月額	4月新規決定	月末現在	平均年金月額	4月新規決定	月末現在	平均年金月額	4月新規決定	月末現在	平均年金月額
		180,158	28,283,542	107,841	A …… 63,489 B …… 85,887	A …… 12,949,476 B …… 10,293,286	A …… 156,407 B …… 55,962	1,642	365,412	105,608	29,140	4,675,368

※「厚生年金保険受給者」とは、旧法と新法厚生年金保険の受給者の合計であり、新法厚生年金保険の受給者には同時に新法基礎年金を受給している方を含む。

※「平均年金月額」は、決定済年金額の受給者ベースの月末現在のものであり、在職による一部停止額及び繰上げ・繰下げによる増減額を含む。

※「老齢給付」は、A:老齢相当(被保険者期間が20年以上、中高齢特例の適用)、B:老齢相当以外のものである。

【その他のサービス】(平成22年7月分)

(単位:件)

⑥「年金請求書の事前送付(A4版請求書)」 ⑦「65歳年金請求書(はがき)」 ⑧「老齢年金のお知らせ(はがき)」 ⑨「年金加入期間の確認について(はがき)」 ⑩「インターネットを活用した年金個人情報の提供サービス(ID・パスワード)」	⑥「年金請求書の事前送付(A4版請求書)」	⑦「65歳年金請求書(はがき)」	⑧「老齢年金のお知らせ(はがき)」	⑨「年金加入期間の確認について(はがき)」	⑩「インターネットを活用した年金個人情報の提供サービス(ID・パスワード)」
	131,920	69,642	18,657	15,420	7,858

※⑥は、年金支給年齢到達をもって受給権が発生する方に、氏名、生年月日及び年金加入記録等を記載した年金請求書を60歳または65歳到達月の3ヶ月前に送付

※⑦は、60歳到達後に老齢厚生年金を受けている方が65歳になったときは、60歳前半の老齢給付に代わって、新たに老齢基礎年金と老齢厚生年金を受けることが可能となるため、年金請求書(はがき)を65歳になる誕生月の初旬に送付

※⑧は、60歳到達後に受給権が発生する方(60歳到達時には、基礎年金番号で管理している厚生年金保険の期間が12月未満の方)に、65歳からの老齢基礎年金のこと等のお知らせを60歳到達月の3ヶ月前に送付

※⑨は、日本年金機構で管理している年金加入期間のみでは、受給資格が確認できない方に、年金加入期間の確認を促すご案内を60歳到達月の3ヶ月前に送付

※⑩は、被保険者が日本年金機構のホームページからユーザID・パスワード等を入力ログインすることにより年金加入記録がいつでも閲覧可能となるID・パスワードの発行件数